

【研究ノート】

博物館の法的基盤の検討 —博物館における「学問の自由」論を中心に—

The Legal Basis of Museums in Japan —Academic Freedom in Museums—

井上 敏*
Satoshi INOUE

1 はじめに

昨今の博物館及び博物館学芸員の制度を取り巻く環境、そしてそれらの制度に対して突きつけられた条件は非常に厳しい。生涯学習審議会(会長:吉川弘之・日本学術会議会長)は「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」という中間まとめを行った。その中で「①今後の社会教育施設の運営体制の在り方、②今後の社会教育指導体制の在り方、③その他社会の変化に対応した今後の社会教育推進上の課題について検討を進め」ることとした。博物館に関しては、公立博物館の学芸員等の配置基準の廃止等、博物館の法制度にとっても根幹をなす部分の諸改革が含まれている。これは国立博物館等の独立行政法人(エージェンシー)化の勧告と共に博物館とそれを取りまく諸制度が「規制緩和」と「地方分権」という名の大義名分を伴って、組織と制度の自立化・合理化を突きつけられているという現状を示している。その博物館の制度を規定しているのは博物館法である。これについて、棚橋源太郎は博物館全体に適用される法律として考えていたものの、国立博物館が適用から除外される等、立法前に構想していたものとはかなり異なったものとなった⁽¹⁾。この博物館法に関しての問題は山積しており、文化財保護法との関係で分離して規定された国立博物館の問題だけでなく、博物館法下外の博物館(いわゆる博物館類似施設)数の多さ、博物館が

社会教育施設の機能を強調されすぎていること⁽²⁾、法制度として新しい博物館の範疇と捉え直されなければならない「ユニバーシティ・ミュージアム(大学博物館)」の問題等、その内容もさまざまに存在している。そこで本稿では根本にもどって博物館及びその学芸職の基盤について法律学の立場から考察してみたい。

初めに「博物館」という制度の現行の法体系—博物館法や文部省設置法、文部省設置法施行規則、文部省組織令と共に関係法令—社会教育法や教育公務員特例法等を検討する。これまで、博物館学の研究者が博物館に関する法律について論及する場合、博物館法のみを対象にすることが多く、「博物館」と呼ばれるものの対象についての法律論という意味で狭く扱い過ぎている観があった。本来、博物館法は「博物館」全体を対象とした法律であったという点から博物館全体の法として再び捉えなおすことを主眼に置きたい。本稿ではその第一段階として文部省・文化庁所管の博物館を考えてみることにする。それゆえに博物館法適用外の国立博物館もその範囲として含め、煩雑になることを敢えて行った。

尚、具体的には文化庁所管の国立三館(東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館)や国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、文部省生涯学習局社会教育課所管の国立科学博物館、文部省学術国際局の大学共同利用施設である国立民

* 東京大学大学院

平成10年7月31日受理

族学博物館、国立歴史民俗博物館、そして博物館法下の博物館（登録博物館、博物館相当施設）を扱う。但し、他の省庁の管轄になる博物館に関しては今回は対象としていない。

次に、博物館の学芸活動を担う国立系の博物館の研究職・大学共同利用機関の教育職（後で「文部省学芸研究職」「文部省学芸教育職」と定義）・「学芸員」制度の曖昧さを指摘し、「研究者」としての視点から、大学における研究者と比較して、「博物館」における「学問の自由」について検討してみたい。また、本稿での用語の使用は、「国立博物館」は「東京、京都、奈良」の国立博物館を、「国立系博物館」は文部省・文化庁所管の全ての国立博物館のうち、大学共同利用機関である国立民族学博物館と国立歴史民俗博物館（この2館の併せた総称は大学共同利用機関とする）を除く総称とする。国立系博物館のうち、大学共同利用機関である国立民族学博物館と国立歴史民俗博物館を除いた博物館における学芸職—「一般職の職員の給与に関する法律」で「研究職」が適用されている職—を「文部省学芸研究職」、大学共同利用機関の博物館の学芸職（教授、助教授、講師、助手）を「文部省学芸教育職」として仮に呼ぶこととする。

2 「調査研究機関」としての博物館

2.1 文部省・文化庁所管の博物館に関する「規定」

「博物館」を規定している法律は一般には博物館法である。その博物館法の体系は憲法26条（教育権）—教育基本法（昭和22年3月31日 法律第22号）—社会教育法（昭和24年6月10日 法律第207号）—博物館法（昭和26年12月1日）（但し、社会教育法の特別法として存在する）とされている。この博物館法に従った分類からすれば、日本の博物館は登録博物館（博物館法第2条）、博物館相当施設（博物館法第29条）、博物館類似施設というように3種類に分けるのが普通である。しかし、博物館学等の関係者でも無い限り、一般には以下の国立系の博物館が博物館法の規定した登録博物館でないということはあまり知られていない。それでは、国立系の博物館がどういった法律によって規定されているのであろうか。

文化庁所管の博物館は、文部省組織令（以下、組織令と略す）第108条2で国立博物館（東京、京都、奈良）が、第110条～第113条でそれぞれ国立近代美

術館、国立西洋美術館、国立国際美術館が規定されている。文部省所管のものは生涯学習局社会教育課の国立科学博物館、それ以外には学術国際局の大学共同利用機関である、国立民族学博物館及び国立歴史民俗博物館がある。これらの規定を煩雑にはなすが書き出していくと、

国立博物館は組織令第110条で

「国立博物館は、文化財保護法第2条第1項第1号の有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする（2省略）」

国立近代美術館は組織令第111条で

「国立近代美術館は、国立西洋美術館の所掌に属するものを除き、近代美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする（2省略）」

国立西洋美術館は第112条で

「国立西洋美術館は、昭和30年10月8日に日本国政府及びフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品並びに西洋美術に関するその他の作品及び資料を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする（2省略）」

国立国際美術館は第113条で

「国立国際美術館は、日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品その他の資料（その芸術上、学術上又は歴史上の価値にかんがみ、文化庁の他の施設等機関において収集し、保管して公衆の観覧に供することが適当と認められるものを除く。）を収集し、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする（2省略）」としている。

また、組織令第116条では

「国立博物館、国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立国際美術館は、（文部省設置）法第5条第100号に規定する政令で定める文化施設とする」としている。文部省設置法第5条第100号とは「政令で定める文化施設において文化若しくは文化財又は自然科学に関する重要な資料を収集し、保管し、及び公衆に供覧し、並びにこれら

に関連する調査研究を行うこと」としている。
次に国立民族学博物館と国立歴史民俗博物館について規定をみると、この2つの博物館は国立学校設置法第9条の2に基づく「大学共同利用機関」である。同条では

「大学における学術研究の発展その他の政令で定める目的に資するため、大学の共同利用の機関として、政令で定めるところにより、研究所その他の機関（以下「大学共同利用機関」という。）を置く。

2 大学共同利用機関は、大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の目的たる研究その他の事項と同一の事項に従事するものの利用に供するものとする。

3 大学共同利用機関は、大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力することができる」

とされ、国立学校設置法施行令第8条では「大学における学術研究の発展及び資料の公開等一般公衆に対する教育活動の推進に資するための大学共同利用機関として次の表の上欄に掲げる機関（筆者注：国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館）を置き、当該機関の目的はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする」とされている。それぞれの博物館の目的は以下の通りである。国立民族学博物館は「世界の諸民族に関する資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに民族学に関する調査研究」、国立歴史民俗博物館は「我が国の歴史資料、考古資料及び民俗資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに歴史学、考古学及び民俗学に関する調査研究」とされている。

国立科学博物館は前述したように文部省生涯学習局社会教育課所管の機関で、組織令第74条で

「国立科学博物館は、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用の調査研究を行い、並びにこれらに関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する事業を行い、あわせて自然史研究の指導、連絡及び促進を図る機関とする（（2、3省略）」

とされている。しかし、この国立科学博物館は文部省組織令では第82条と第83条の両方から指定された研究施設であり、文化施設である。

組織令第82条では

「国立教育研究所、国立特殊教育総合研究所、国立科学博物館、国立オリンピック記念青少年総合センター及び国立婦人教育会館は法第5条第37号に規定する政令で定める研究施設とする」とされ、

その設置法第5条第37号では

「政令で定める研究施設において教育、学術又は文化に関する研究を行うこと」

とされている。しかし、前述の組織令の次には第83条で

「国立科学博物館は法第5条第100号に規定する政令で定める文化施設とする」

一方、博物館法という博物館（第2条）は「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」である。この点において博物館法下の博物館は国立系・大学共同利用機関の博物館より社会教育施設としての機能が強いと言える。ただ、博物館法2条の最後の部分である「…事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」という部分、国立系の博物館の各条文の最後の部分である「あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関」、大学共同利用機関の国立学校設置法施行令第8条の目的の最後の部分である「…資料の収集、保管及び公衆への供覧並びに…に関する調査研究」を考えると、博物館法下、国立系、大学共同利用機関のどの博物館も「調査研究機関」であることは共通している。また、国立科学博物館に関してはこの機能の他に「自然史研究の指導、連絡及び促進を図る機関」とされており、日本における自然史研究の中央センターの機能を担わせられている、と解することができよう。それでは、次章でその「調査研究機関」である国立系博物館の文部省学芸研究職、大学共同利用機関の文部省学芸教育職と博物館における学芸員について考察してみたい。

2.2 「文部省学芸研究職」、「文部省学芸教育職」と「学芸員」の比較

文部省の博物館法下の博物館に対する見方は社会

教育施設の一つとして位置づけるものであり、これを否定する気はない。しかし、それを担う学芸員の職能は多種多様で、曖昧な規定がなされている。博物館法では学芸員の規定は第4条と第5条しかなく、第5条に関しては、資格取得のための要件を規定しているのみであって、事実上、学芸員の具体的な規定は第4条のみである。この規定は

(1、2及び5、6省略)

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

この条文からは学芸員がこれら全てを担うのか、分担して行うのか、といったことを明確に規定していない。こういった職能が学芸員にとってどうあるべきか、ということはこの博物館法の学芸員の条文を改正するにあたっては、当然に明らかにしなければならない問題である。倉田公裕が既に指摘しているように「現行の博物館法によると学芸員は教育者の性格の方がむしろ強く要求されているように思われる⁽³⁾」。実際に文部省の見解も、そのニュアンスが強く感じられる。博物館においてそもそも学芸員とはどういう存在なのであろうか。博物館学の研究者の多くはその博物館の機能に関して幾つか定義している。「資料の収集」、「保管」、「展示」、「教育普及」、「調査研究」等である。このうち「調査研究」機能について棚橋は博物館令(案)や現行博物館法の制定後も、この機能を強調しており⁽⁴⁾、博物館にとって重要な機能であると言える。また、これらの博物館の諸機能の関係は等しく、対等の存在であるのか、それとも、いずれかの機能が主で、他の機能が従なのか、考えなければならない問題である。しかし、いずれの説を取るにしても、学芸員のこういった職能を果たす基礎には「調査研究」がなければならないのではないだろうか。各博物館における調査研究は学芸員の学問的専門の高度な知識に基づいて資料の収集が行われ、展示や体験教室等によってそれら研究の成果を公表、発信していくということは当然であると考えられる。そういった点を考えれば、当然に学芸員には、一個の研究者としての専門的な知識が要求され、それを深めていくために法的にも「調査研究」をする権利が認められなければならないであ

らう。これに対する批判的な意見としては、博物館の機能のうち「調査研究」機能だけといった特定の機能のみを強調しすぎてはならないという意見もある。しかし、「雑芸員」という自嘲的な呼び名がある一方で、学術的な専門家としての「学芸員」として実態的にも尊重されているかという点を考えれば、法的にも保障されていくべきであろう。また、行政機関の中での「学芸員」の職階としても研究職として扱うよう、陳情された通り⁽⁵⁾であって、その研究職としての明確な保障がなされていない点は、不備であり、国立系博物館の文部省学芸研究職が研究職として認められ、大学共同利用機関の文部省学芸教育職が国立の大学教員に準じているのに対して、博物館法下の学芸員は地方事情に委ねており、法律的には何の保障もされていない。博物館法の条文では、「博物館」には「専門的職員」として学芸員を置く、という規定がある。この「的」の部分において、「非専門職員」という扱いが生まれた土壌がある、と捉える考えもあり、また、「博物館資料の収集・保管」「展示」「調査研究」「その他」に関しての「専門的事項」をつかさどることとしている点でも、この用語の使用は問題であろう⁽⁶⁾。国立系博物館の文部省学芸研究職に関して文部省設置法、文部省設置法施行規則、文部省組織令には直接的な規定は無いものの、給与に関しては「一般職の職員の給与に関する法律」で「研究職」の俸給表が適用されている点からも研究職として扱われる。また大学共同利用機関の博物館の文部省学芸教育職には同法で「教育職」の俸給表が適用されている点から、国立大学の教員に準じているとみてよいであろう。また棚橋も述べているように「博物館は大学の補助機関として学術的にも大きな使命をもっている⁽⁷⁾」という発言は学術的な研究調査機能を担う大学と博物館との関係が主と従の関係であるのか、或いは対等な関係であるのか、それともまったく次元の異なるものであるのかは考えなければならないものの、「博物館は学術的にも大きな使命をもっている」ことはいうまでもないことであろう。しかし、現状の博物館の状況をみれば、一部の国立の博物館や大規模な公立博物館等を除けば、まだまだこの点では不十分な状態であるという観を否めない。そこで、この問題を考えるにあたって、まず「調査研究機関」としての大学と博物館を

法律の根本である憲法上の「学問の自由」の点から比較し、どのような点が問題となるかを考察してみたい。

3 大学と博物館における「学問の自由」

3.1 学問の自由と教育権

「学問の自由」は憲法23条によって「学問の自由は、これを保障する」とされる。憲法学や教育法学等の分野では「学問の自由」の内容は「学問研究の自由」「研究成果発表の自由」「教授の自由」の3つのすべての自由をその内容とする⁽⁸⁾。その「学問の自由」は憲法26条の「教育権」と密接な関係にある。この教育権は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とする。しかし、この2つの条項の教育法上の関係は論争のあるところであり、諸説の別れるところでもある。また、日本の法律では憲法23条の「学問の自由」を直接保障するような立法はなされておらず、学校教育法や教育公務員特例法という教育法関係の法律から保障されているところに特徴がある。その教育法を構成する法源の1つである社会教育法の条文上、「博物館」は「社会教育施設」であり、博物館法上「調査研究」機能を持つ施設であって、この「博物館」に関する憲法上の諸権利を考えるにあたっては「学問の自由」と共に「教育権」も重要な問題である。この点を逆に住民からの「学習権」・「知る権利」としての博物館への権利を考えれば、憲法26条の「教育権」の背後には「国民各自が一個の人間として、また、一市民として、成長、発展し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有する」という観念があるとされており⁽⁹⁾「学問の自由」の観点から博物館を見る場合にこの点も考慮しておかなければならないのである。

3.2 大学と学問の自由

大学は、法律上、学校教育法の「第5章 大学(第52条～第70条)」に規定されており、第52条で「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的」とする。そして、長い間、「学問の自由」の担い手の中心は、大学の研

究者とされてきた。しかし、近年では教育人権的意味合いの観点から新しい考え方が提示されている。それは国民の教育権の保障であり、全ての国民への学問の自由の保障である。次にその「学問の自由」がその分野において特に必要とされる「専門的職能的自由」としての「学問の自由」＝「大学の研究者の自由」だけでなく、それ以外の学校の教員にまで広げるべきである、とする主張がある。これは、単に日本の中だけでなく、世界的な趨勢として捉えられている⁽¹⁰⁾。また、大学の研究者を法律でみると、教育公務員特例法第2条では

「この法律で「教育公務員」とは、学校教育法第1条に定めた学校で、同法第2条に定める国立学校及び公立学校の学長、校長(園長を含む。以下同じ)、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教授、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(常勤勤務の者に限る。)

(3 省略)

4 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう」

としており、大学の研究者は教育公務員としての位置づけが為されている。それにもかかわらず、大学の研究者と同じく教育公務員としての適用を受ける「指導主事及び社会教育主事」は4項で触れられていても、他の社会教育関係の職員と異なり、学芸員に関しては何ら触れられていない。この点で、大学における研究者と学芸員は教員としての位置づけにおいても比較にならないのである。では研究者としての学芸員を考えてみると「学問の自由」はどれほど保障されたものなのであろうか。その点について、次節で検討する。

3.3 博物館と学問の自由

3.3.1 博物館における「博物館の自由」と「学問の自由」

前節で「学問の自由」は大学にのみ限られるものではなく、それ以外の教育研究機関にも及ぶものである、というのが、現在の「学問の自由」の考え方であることは既に述べた。この点について、稗貫俊文は「博物館資料の収集、保管、展示、調査研究は、

それ自体専門的な事項であり、とりわけ一般公衆との関係における展示は教育文化的機能を有し、保管、調査研究は学術的性格を有するのであるから、当然、専門職員集団の自律的権限が確保されていなければならない。その権限は、博物館条例に明記されるべき(であり)、それがそのまま「博物館の自由」の法的根拠とされうる⁽¹¹⁾。」とする。これは、大学の教員と同様に学芸員にも「専門職員集団の自律的権限が確保されている」として、そこに「博物館の自治」を認め、そこから導き出される「博物館の自由」が存在する、と解釈される。そして、博物館における調査研究機能に関して、稗貫は「資料の保管(育成)と展示に即したものと、それとは独立して行われる研究とがあるが、少なくとも前者の調査研究機能は専門職員集団により担われ、博物館の自由の内容を構成するものとなる。後者の調査研究機能は、むしろ、憲法23条の学問の自由の保障にかかわる分野としてとらえられていくべき⁽¹²⁾」である。つまり、博物館における「調査研究」機能は2つに分けられ、「博物館資料の保管と展示に基づいた調査研究」と「独立して行われる調査研究」があるということになる。前者は「各博物館の設立目的や資料収集・展示等に基づく各博物館固有の調査研究」が、後者は「研究者としての各学芸員の学問的関心からの調査研究」と考えることができよう。この点から、学芸員は博物館における「博物館の自由」の担い手である一方、研究者としての「学問の自由」が保障されている、と解することができる。しかし、「博物館の自由」とは一体どういう権利構成であるか、具体的な権利内容についてははっきりしない。稗貫は新井重三の「博物館の自治」論に基づいて、「博物館の自由」を組み立てている。しかし、稗貫が注で引いている、新井の「博物館の自治」論は「博物館が真に社会的役割を果たすためには、博物館が博物館の意志によって行動できる条件、それは「博物館の自治」の確立である⁽¹³⁾。」と主張しているだけであって、それ以上の「博物館の自由」という権利の組み立てに至る理論的深化に関しては不十分な記述であると言わざるをえない。この点については別の機会に論じたいと考えている。次節では後者の学問の自由との関わりについて検討してみる。

3.3.2 研究者としての文部省学芸研究職及び文部省学芸教育職・学芸員の「学問の自由」

博物館における文部省学芸研究職及び大学共同利用機関の文部省学芸教育職、学芸員を対象に「学問の自由」を先述の3点—「学問研究の自由」「研究成果発表の自由」「教授の自由」から考えてみる。

「学問研究の自由」は単に真理追求のための研究の自由があるというだけでなく、研究者自身の内部における思想的な自由も意味している。それゆえに文部省学芸研究職や大学共同利用機関の文部省学芸教育職、学芸員のいずれに関しても、その思想に関しては自由でなければならない。

「研究成果発表の自由」についてはまず学芸員について考えてみると、学芸員は所属する学会や研究会等における発表や紀要への論文の掲載を行っている。しかし、博物館における学芸員の「学問の自由」を保障する権利としてどうか、という点からは博物館等で発行している紀要等にも発表することが行われている。但し、これが博物館における事業としての一部を為すものであるか、それとも学芸員の研究者としての権利なのかは判然としない。また、必ずしも博物館の紀要の発行が博物館の義務でもない。この点で、学芸員の「研究成果発表の自由」に関して特徴的なのは、「展示」やその他の事業という活動によって行われるということである。この点について倉田・矢島は専門職＝プロフェッションとして学芸員を捉え、「プロフェッションにおいては、その仕事が舞台裏で行われるものより、舞台上で行われることに関心がもたれるという。例えば…教授は授業や論文としての発表がその舞台であり、学芸員の場合は展示を通じた発表がその舞台であると言えよう⁽¹⁴⁾。」とし、大学における教授の発表の舞台としての授業・論文に比するものとして博物館における学芸員では「展示」を通じた発表とする。しかし、この点を先述した「調査研究」機能を「各博物館の設立目的や資料収集・展示等に基づく各博物館固有の調査研究」と「研究者としての各学芸員の学問的関心からの調査研究」の2点から考えてみると、「展示」(常設展・特別展を含む)という行為—博物館の調査研究の成果或いは調査研究の発信の手段—は、実は博物館の調査研究を担う学芸員の「博物館の自由」と研究者としての学芸員の調査研究としての「学

問の自由」を共に実現させている機能でもある、という事ができる。また、国立系博物館の「公衆の観覧に供」すこと、や大学共同利用機関の「公衆への供覧」という各目的も、いかなる博物館においても、目的には「展示」の機能は担保されているのである。その点において、博物館における学芸職の「学問の自由」の一つである「研究成果発表の自由」という面では「展示」という特殊な部分を持っていることが指摘できる。

「教授の自由」という観点からは「教育普及」や「展示」活動によって行われている、と考えれば、博物館法の第2条の規定からも当然にあると言ってよいであろう。博物館法下の博物館は第2条で「…展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う」点が強調されているものの、国立系博物館は条文上でも、「公衆の観覧に供す」という機能しか規定しておらず、この点から研究調査機関としてのニュアンスが強いため、より大学等に近い部分を担っている。また、大学共同利用機関は、国立大学に準じた研究機関という位置づけの為、教授の自由は国立学校設置法第9条の3で「大学共同利用機関は、大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力することができる」としており、実際に大学等における教育等で行うことができる等があるものの、この点については大学と同等に保障されているとはいえないと考えてよいであろう。

何故これまで博物館における「学問の自由」が考えられてこなかったのでしょうか。学問の自由については本来、ヨーロッパ大陸諸国での大学の自由(academic freedom)を中心に発展してきたため、大学その他の高等学術研究教育機関における教授にのみ認め、小中学校と高等学校の教師には認められない、としてきたのが従来通説・判例である⁽¹⁵⁾。しかし、現在では初等中等教育機関においても教育(教授)の自由が認められるべきというのが有力説である⁽¹⁶⁾。この点において、生涯学習を担う社会教育機関たる博物館はどう考えられるべきなのであるか。教育基本法の第10条(教育行政)では

「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの

である。(2項省略)」

とされ、これについては後述するように博物館法下の学芸員は法律の文言上、教育委員会や館長との関わりにおいて大学と同様な「学問の自由」を享受しているとはいえない。

また、各博物館内で「雑芸員」と呼ばれている状況が、研究者としての「学問の自由」を侵害している状況と解釈しうるなら、この点は重要な問題である。それは前述の「博物館の自由」という表裏一体の義務に含まれるものである。これは事実上、学芸員が博物館における業務とは別に各々の研究を行っているにすぎない—「学問の自由」、という解釈は成り立つ。この点で、椎名慎太郎によれば「大学や研究所等の専門研究機関以外での自主的に学術研究を行っている研究者に対して自由に学問ができる条件整備をすることも、憲法23条の保障のうちにふくまれると解釈する必要がある⁽¹⁷⁾」とし、また、「憲法は全く無限定に「学問の自由はこれを保障する」と規定しており、すべての国民に、そのおかれた場のいかに問わずこの保障が及ぶことを示している。したがって、大学の自治及び大学の構成要素たる研究・教育者及び学生の学問の自由とともに、すべての国民の学術研究活動の自由、とくに大学以外の教育研究機関に被備者として働くものの学問の自由が保障されていると解すべきである⁽¹⁸⁾」と主張する。当然に、「大学以外の教育研究機関の被備者」たる国立系博物館の文部省学芸研究職や大学共同利用機関の文部省学芸教育職、学芸員にも「学問の自由」は保障されていると考えるべきである。しかし、実際にはこの「学問の自由」からの法律的な規定による保障の面から見れば、国立系博物館の学芸研究職、文部省学芸教育職にもやはり、博物館法の学芸員と共に「学問の自由」に関しては立法上、不十分である。そして、国立系博物館については、博物館法下の博物館より大学に近い研究機関としての側面は持っていると考えているものの、国—文部省・文化庁による影響は否定できない部分が多く、後述の大学における、教授会等による大学の自治という保障が大学にはある一方で、国立系博物館や大学共同利用機関、博物館法下の博物館にはそこまでの保障はなされておらず、国立系、大学共同利用機関、博物館法下の文部省学芸研究職、文部省学芸教育職、学

芸員を問わず、現行法制度の実態上、博物館全体としてかなり制限された「学問の自由」として捉えざるをえない。その根拠として国立大学の教員（専任講師以上）には教育公務員特例法第5条（転任）、第6条（降任及び免職）、9条（休職）によって身分保障がなされているにも関わらず、国立民族学博物館及び国立歴史民俗博物館といった大学共同利用機関に関しては「一方で教育公務員特例法の第4条、第7条、第11条、第12条、第19条、第20条、第21条の規定の準用を認めながら（教育公務員特例法施行令第3条の2）、身分保障にかかる第5条、第6条、第9条の規定の適用ははずされている⁽¹⁹⁾」ためである。こういった点を改善すべく、教育公務員特例法の対象とされない研究公務員に関しては「研究公務員特例法」なる法律の制定の要求が従前から出されていた⁽²⁰⁾。しかし、この法律については現在も制定されるような動きはないものの、実現すれば、国立系の文部省学芸研究職、大学共同利用機関の博物館の文部省学芸教育職、博物館法下の博物館の学芸員についての保障についても、考慮されるべきであると考える。

次に学芸員の「学問の自由」に関する制限の問題に関して、大学と博物館の自治との比較を次節で検討する。

3.4 大学の自治と博物館の自治の限界—館長と教育委員会

博物館の自治に関しては、新井重三が既に論及し⁽²¹⁾、また稗貫も「博物館の自由」という点から「博物館資料の収集、保管、展示、調査研究は、それ自体専門的な事項であり、とりわけ一般公衆との関係における展示は教育文化的機能を有し、保管、調査研究は学術的性格を有するのであるから、当然、専門職員集団の自律的権限が確保されていなければならない。その権限は、博物館条例に明記されるべき（であり、）…それがそのまま「博物館の自由」の法的根拠とされうる」としていることは先述した。しかし、博物館法第4条2では「館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める」こととなっている。また、公立博物館は第19条の「公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する」とされ、私立

博物館は第4章 私立博物館の第24条と第25条において教育委員会から、「設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる」とし、また、「国・地方公共団体は私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる」ということになっている。これは事実上、私立博物館も教育委員会等の影響からは逃れられられないことになる。しかし、稗貫によれば「教育委員会としては、かかる自律的権限の存在（筆者注：博物館の専門職員集団の自律的権限）を前提に、一般的な指導、助言の権限を行使できるが、それを越えて内容にまで立ち入ることはできないと解される⁽²²⁾」とする。博物館の自立的な権利の具体的な形が「博物館の自由」ということは言える。この点において、実態的にそうであろうか。また、学芸員の専門性への尊重はいったいどこまでなされているのであろうか。学芸員の専門性への尊重は自治体内での埋蔵文化財に対する学術的発言の例は極端ではあるかもしれないものの、この点については疑問を抱かざるを得ず、より一層の検討の余地がある。この問題は各地方自治体における学芸員の位置づけにも関わり、一般行政職との関係でも今後の課題である。また、大学での「学問の自由」は教授会といった大学の自治を担う機関によって、大学外からの圧力に対して、自治を貫くことができる。これまで、大学においては学問の自由の享受が、大学内の特定の身分と結びつけられているため、学問の自由＝大学の自治とは、個別大学の自治ということになってしまっていた。また、「教育研究という専門的職能を営む者は、それが国民に対して正しく遂行される基礎条件を確保する責任があり、当該職能の一部に加えられた侵害に対しては、当該職能の全員がその排除のためにたたかわなければ、その国民に対する責任をうらぎることになる⁽²³⁾」。しかし、博物館に関しては先程の博物館法第4条2により、学芸員もその監督下に置くとしている。つまり、学芸員の監督は館長が行っており、この教育委員会下、及び博物館館長の下では政治的或いは行政的、その他様々な理由で学芸員の研究に対して影響を与え得る。ここで更に問題となるのは「館長にかかる資格要件を課していない。のみならず、登録審査の法律上の要件や教育委員会の登録審査基準に対する文部

省の勧告的性格の基準要項の通達においても館長の資格要件を問題にしていない⁽²⁴⁾」という点である。また、館長は学芸職なのか、一般行政職なのか、という問題は一般行政職として扱われることとされており⁽²⁵⁾、この点についても博物館の事業内容の充実や「博物館の自治」という観点からも考えなければならぬ問題である。国立系博物館の館長の規定に関しては「…に館長（及び次長）を置く。2 館長は館務を掌理する。（文部省設置法施行規則 第81条（東京国立博物館）、第91条（京都国立博物館）、第96条（奈良国立博物館）、第101条（東京国立近代美術館）、第106条（京都国立近代美術館）、第111条（国立西洋美術館）、第116条の4（国立国際美術館））」というのが共通の条項となっている。そして、各館では評議員が15人以内～20人以内、置かれ（同第90条（東京国立博物館）、第95条（京都国立博物館）、第100条（奈良国立博物館）、第105条（東京国立近代美術館）、第110条（京都国立近代美術館）、第116条（国立西洋美術館）、第116条の8（国立国際美術館））、各「館の管理運営に関する重要事項について、館長に助言する」としているものの、「博物館の自治」という点では何ら強力な自治制度は存在していない。大学共同利用施設に関しては大学共同利用機関組織運営規則第1条3で館長を置くこととし、第1条3で館務を掌理することとする。また同4条では「機関にそれぞれ評議員会を置く」とし、2で「評議員会は、それぞれ当該機関の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、当該機関の長に助言」し、3で「評議員会は評議員20人以内で組織し、評議員は左の各号に掲げる者のうちから、文部大臣が任命する」としている。同第5条で運営協議会を置く、とし、2で「運営協議会は、それぞれ当該機関の共同研究計画に関する事項その他の機関の運営に関する重要事項で当該機関の長が必要と認めるものについて、当該機関の長の諮問に応じる」とする。これら各大学共同利用施設の評議員会は外部から評議員を招くものの、やはりここにも文部省学芸教育職の自治組織は存在していない。これらは大学という教授会というよりは博物館法第20条でいう「博物館協議会」に該当するものと考えられ、教授会に相当する自治組織は共通して存在していないと考えるべきであろう。

館長にとって必要なのは学芸、事務共に通じた人間であり、実際にどういった人材が就任しているかは、各館の様々な事情により異なる。しかし、館長は大学でいえば、学長にあたる重要なポストであると考えれば、この点は非常に重要な問題である。そういった意味では法律や行政的な教育を学芸職の教育において併せて行うフランスのコンセルバトゥール（conservateurs du patrimoine）の養成制度は日本の博物館制度にとっても参考になるのではないだろうか⁽²⁶⁾。

4 むすび

4.1 博物館及び法律の所管と学芸員等の評価制度の在り方について

前章まで、国立系の博物館の文部省学芸研究職・大学共同利用機関の文部省学芸教育職及び博物館法下の学芸員についての法体系を検討してきた。現在、「地方分権」という観点から学芸員の必置義務をなくす方向もでてきているということは、その理由が優秀な人材の登用を容易にする利点があるとはいえ、国立系や大学共同利用機関の文部省学芸研究職・文部省学芸教育職の問題も含めて、「学芸員」という資格制度の問題を改めて考えなければならないことを示していよう。国立系の博物館に関して規定している条項は文部省設置法、文部省設置法施行規則、文部省組織令であるが、国立科学博物館と大学共同利用機関である国立民族学博物館及び国立歴史民俗博物館を除けば全て文化庁の所管となっている。それゆえに、自然科学系の博物館は文部省、その他の人文科学系の博物館は文化庁の所管としてはどうか、という案も出ていると聞く。それゆえ、思い切って、博物館法を人文科学系博物館法と自然科学系博物館法とに分け、前者を文化庁所管、後者を文部省所管にしてしまうことも必要であるかもしれない。或いは文部省、文化庁共に属さない機関で一括した所管にしてしまうことも考える。博物館という名称をもつ機関はやはり、一つの機関が所管しているのが望ましいと考えれば、できるだけ所管の数を減らしつつ、博物館のまとまりを大きくしていくことが必要ではないだろうか。また、本稿では文化庁所管にもかかわらず、議論の対象としなかったものに「歴史民俗資料館」等の問題がある。これらは「博物館」

という用語を使用していないものの、これらについても博物館法を捉えなおすという点で今後とも考えていかなければならない対象である。また、この「歴史民俗資料館」は、博物館及び学芸員を考えるにあたって、文化財保護にあたる専門職員と共に併せて考えるべき対象でもある。このように、博物館法と学芸員の制度は、その機能が複雑多岐にわたるため、簡素なわかりやすい制度の構築を行うべきと考える。しかし、単なる社会教育施設ではなく、研究施設でもある等の点を考慮すると、本稿の「学問の自由」という博物館が持つ諸機能のうちの一部のみの保障だけではなく、憲法や法律による複合した保障が博物館及び学芸員には必要である。また、博物館における「学問の自由」と関連して学芸員の専門性に関しても尊重される制度を構築していくべきであり、その点では、「21世紀に向けての美術館の在り方について（平成9年6月 21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究協力者会議）」の答申でも指摘していたように業績に合わせた評価と共に職階等も上がっていく制度が必要であり、この答申は美術館に限定したものであったが、これは博物館全体に広げて扱われるべきものであろう。また、「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について（平成8年4月24日 生涯学習審議会社会教育分科審議会報告）」の報告において別紙10の「学芸員の高度な専門性を評価する名称の付与制度について」の部分でも、学芸員の専門性の評価についての制度に関する論及があり、特にその評価を行う機関として「国立教育会館社会教育研修所又は博物館の全国的な統括団体が実施」することとしている。この点については、学芸員の専門性を国による評価というよりは、第三者的な学術団体によって行われる方が良いのではないかと考える。また、学芸員の業績に関しては展示についても評価に含まれるべきでもあり、その点も強調されなければならないであらう。

4.2 「博物館法学」への展望

「博物館」の法律学的な観点からの研究は1986年に稗貫が既に指摘しているように、博物館法は「これまで法学的検討が十分に行われてきたとはいえない領域の法律である。判例もなく学説の展開もほとん

どみられないといってもよい⁽²⁷⁾。それは、現在でも判例の検索において、「博物館法」というキーワードで引いても検索されず、「博物館」で引けば、博物館における資料購入等に関する係争の判例が出るという程度であり、判例の蓄積はほとんどない⁽²⁸⁾。このような法律学分野から見た状況は今日でもあまり変わっていないといつてよく、「博物館法学」という分野の設定は未だ時間がかかる問題といつてよいであろう。しかし、判例の蓄積や学説の展開があまり見られないという現象は博物館の世界が平穩・順調であるということを示してはいない。博物館に固有の機能としての「展示」が博物館法学における学問の自由と関連して独自の法理論を考えうるところから「博物館法学」という領域を設定することは意味のあることと考える。また、この領域の課題の基盤には「大学の自治及び大学の構成要素たる研究・教育者及び学生の学問の自由とともに、すべての国民の学術研究活動の自由、とくに大学以外の教育研究機関に被備者としてはたらくものの学問の自由が保障されていると解すべきである」という考え方を据えるべきであらう。そして、そういった点を博物館にも与えることを考えつつ、国立系博物館を博物館法に統一して規定されるべきであり、また文部省研究職と学芸員は共に教育権や学問の自由によって「調査研究」が保障されるべきであって、大学と博物館との関係も考えていかなければならないと思われる。しかし、文部省学芸研究職や文部省学芸教育職・学芸員に大学の教員とまったく同様の「学問の自由」を保障することは現行法制度上不備があることは既に指摘した。また、研究者としての研究職・学芸員は「ある程度」は保障されていると解することができるものの、「ある程度」という枠組みがどこまであるかは今後の検討課題である。そして、この「ある程度」の枠組みは博物館というものの機能をどう考えるか、また、教育委員会や館長との関係において「博物館の自由」の担い手たる学芸員をどう捉えるか等という点によって、かなり異なってくると考えられる。この点に関しては文部省学芸研究職・学芸員にもより一層研究者—「調査研究機能」の担い手としての保障を広げていくべきである、と考える。その点で「博物館の自由」は「博物館法学」の一つの大きな課題ではないかと考える。大学共同利用

機関の博物館にしても、国立大学に準じた扱いを受けるはずであるが、当然に「学問の自由」からの自治は保障されているとは現行法制度上言うことができず、その存在は「博物館の自治」と「大学の自治」という観点からも制度上微妙な位置にあると考えられる。また、近年地方自治体における博物館を設置した場合に所管を教育委員会にせず、首長部局にする傾向が強くなっており、こういった点では「博物館法学」という概念から考える場合に各自治体の条例（所管が教育委員会か、首長部局を問わず）も博物館法の重要な成文的法源として考えることができるのではないだろうか。その点は次回以降の課題としたい。

【注】

- (1) 棚橋源太郎 宮本馨太郎「博物館事業に捧げた五十年」（初出 ムセイオン第8号）『棚橋先生の生涯と博物館』（六人社 1962年）105頁～109頁。この他にも日本社会教育学会社会教育法制研究会『社会教育法制研究資料XIV』の「博物館並類似施設に関する法律案要綱・本邦博物館動植物園及び水族館施設に関する方針案」（日本博物館協会・棚橋源太郎 1946年10月 日本博物館協会『博物館研究』復興1巻1号—活字印刷の方）や「博物館動植物園法」（棚橋源太郎 日付不明1950年1月頃、博物館問題研究会『会報』No.4）を参照。
- (2) 棚橋・宮本 前掲書 107頁。
- (3) 倉田公裕「学芸員論（序）」『学芸員—その役割と訓練—』（博物館学研究会編 1974年）
- (4) 棚橋・宮本 前掲書
- (5) 日本社会教育学会社会教育法制研究会 前掲書の「地方公務員職階制の実施に伴う公立博物館学芸員の格付けに関する協会側の陳情」191頁～192頁。
- (6) 段木一行『学芸員の理論と実践』（雄山閣出版 1997年）82頁。
- (7) 棚橋・宮本 前掲書
- (8) 芦部信喜『憲法 新版』（岩波書店 1997年）154頁。
- (9) 学力テスト旭川事件最高裁判決（最大判昭和51・5・21 刑集30巻5号615頁、判例時報814号33頁）を参照。また、稗貫俊文「図書館法・博物館法」『文化・学術法』（ぎょうせい 1981年）262頁～263頁も参照。
- (10) 平原春好・牧 柾名 編『教育法』（学陽書房 1994年）48頁。
- (11) 稗貫俊文「図書館法・博物館法」『文化・学術法』（ぎょうせい 1981年）313頁。
- (12) 稗貫 前掲書 314頁。
- (13) 新井重三「博物館とその役割」『博物館学講座 1 博物館学総論』（雄山閣 1979年）62頁。
- (14) 倉田公裕・矢島國雄「学芸員論」『博物館学』（東京堂出版 1997年）101頁。
- (15) 東大ポポロ事件最高裁判決（最大判昭和38・5・22 刑集17巻4号370頁。）を参照。尚、一審判決は東京地判昭和29・5・11 判例時報26号3頁）、二審判決は東京高判昭和31・5・8 高判集9巻5号425頁。
- (16) これは国による初等中等教育における画一的な教育内容・教育方法等の設定に関する憲法問題による。これに関する判例は一連の家永訴訟の教科書検定問題や文部省による全国学力テスト事件判決がある。その家永訴訟の中で憲法23条を根拠とし、「下級教育機関における教師についても、基本的には、教育の自由は否定されない」とした（家永第二次訴訟一審判決（東京地判昭和45年7・17 行裁集21巻7号別冊）。また「旭川学力テスト事件（最大判昭和51・5・21 刑集30巻5号615頁）」では最高裁は普通教育においても「一定の範囲における教授の自由が保障される」としたものの、教育の機会均等と全国的な教育水準を確保する要請などがあるため、「完全な教授の自由を認めることは、とうてい許されない」とした。芦部 前掲書 155頁参照。
- (17) 椎名慎太郎「学術法」『文化・学術法』（ぎょうせい 1981年）178頁。尚、椎名は高柳信一による示唆によって、これを導き出している。高柳信一「学問の自由と教育」『日本教育法学会年報第1号—教育権保障の理論と実態』（有斐閣 1972年）を参照。
- (18) 椎名 前掲書 178頁。
- (19) 杉村敏正「国立大学に付置されない」『国立大

学の共同利用の研究所」の研究職員の身分保障」
『憲法と行政法—問われる行政の姿勢—』（勁草
書房 1972年）

- (20) 椎名 前掲書 185頁以下。「研究公務員特例
法案をめぐる」
- (21) 博物館の自治、博物館の自由に関しては、新
井重三「博物館の社会的役割」『博物館学講座1
博物館学総論』（雄山閣 1979年）。
- (22) 稗貫 前掲書 313頁～314頁。
- (23) 高柳 前掲書 20頁。
- (24) 稗貫 前掲書 327頁。
- (25) 日本社会教育学会社会教育法制研究会 前掲
書 189頁～190頁。
- (26) 拙稿「博物館の人材養成制度について—日仏
の学芸職の比較から—」『日本ミュージアム・マ
ネージメント学会 研究紀要』第2号 1998年
- (27) 稗貫 前掲書 213頁。
- (28) 奈良国立博物館におけるガンダーラ仏の購入
に関する事件の判例等数例のみである。

※本稿で使用した答申等の資料は主に『博物館に関
する基礎資料』（1997年 国立教育会館社会教育研
修所）に掲載されたものを使用した。また、本稿
では敬称を省略した。

【謝辞】

本稿を作成するにあたって、お茶の水女子大学文
教育学部の鷹野光行教授、日本大学文理学部の三輪
嘉六教授、明治学院大学法学部の徳本広孝専任講師
の助言をいただいた。厚く御礼申し上げます。